資料２

協議会の趣旨・目的について

１．協議会設置の趣旨

■差別解消を困難にする要因

　「どこに相談すれば良いかわからない」、「相談先だけで対応できない」といった状況

　が差別解消の妨げとなっている。この状況に手を打たなければ・・

①窓口による対応へのばらつきが生じ、無用なトラブルを招きかねない

②障害福祉担当部署や問題発生部署が解決の全てを背負わなければならなくなる

③地域における合理的配慮や建設的対話のレベルが上がらず、関係者の理解が一向にすすまない。

④これらの結果として、同じような問題が繰り返されてしまう。

協議会を設置し問題解決に取り組む場合

■期待できる効果

①相談への迅速かつ適切な対応

②紛争解決に向けた対応力の向上

③職員の事務負担の軽減

④権利擁護に関する意識のＰＲ

⑤互いに本音で話し合える関係の構築

※「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン（内閣府）」抜粋

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】

（障害者差別解消支援地域協議会）

第１７条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２．協議会設置の目的

■国が想定する協議会の役割

①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

②関係機関等が対応した相談に係る事例の共有

③障害者差別に関する相談体制の整備

④障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

⑤構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し

⑥障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

**事例共有**

**相談体制構築**

**普及啓発**

※「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン（内閣府）」抜粋

【品川区障害差別解消支援地域協議会運営要綱】

（所掌事項）

第２条　差別解消支援協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）障害者差別の解消に係る関係機関によるネットワーク構築に関すること。

（２）障害者差別に関する相談事例等の報告や情報共有を行うこと。

（３）障害者差別の解消を推進するための理解促進および普及啓発活動に関する

こと。

（４）その他必要と認められる事項。